

旭川医科大学病院個人情報管理専門委員会細則の一部を改正する細則を次のように定める。

(令和6年10月10日学長裁定)

旭川医科大学病院個人情報管理専門委員会細則の一部を改正する細則

旭川医科大学病院個人情報管理専門委員会細則（平成17年3月17日学長裁定）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は、改正箇所を示す。

改正後	現行
<p>(略)</p> <p>(構成)</p> <p>第3条 委員会は、次に掲げる委員をもって構成する。</p> <ul style="list-style-type: none">(1) 病院長(2) 診療科長のうちから 若干人(3) 経営企画部長(4) 薬剤部長(5) 看護部長(6) 経営企画部副部長（医療情報担当）(7) 事務局次長（病院担当）(8) 総務課長(9) 経営企画課長(10) <u>医事課長</u>(11) その他学長が必要と認めた者 <p>(略)</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規程は、令和6年10月10日から施行し、令和6年8月1日から適用</u></p>	<p>(略)</p> <p>(構成)</p> <p>第3条 委員会は、次に掲げる委員をもって構成する。</p> <ul style="list-style-type: none">(1) 病院長(2) 診療科長のうちから 若干人(3) 経営企画部長(4) 薬剤部長(5) 看護部長(6) 経営企画部副部長（医療情報担当）(7) 事務局次長（病院担当）(8) 総務課長(9) 経営企画課長(10) <u>医療支援課長</u>(11) その他学長が必要と認めた者 <p>(略)</p>

する。

【改正理由】

令和6年8月1日付け事務局改組に伴い、所要の改正を行うものである。